

公益認定等に関する審査基準等について（案）

令和 年 月 日
神 奈 川 県

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条及び第11条の認定並びに第25条の認可並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第125条の認可に当たっては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会策定）を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号口の審査基準とする。